

北海道助成金・支援金・助成金

・海外人材待機費用緊急補助金(北海道)

対象：道内企業等、道内に所在する事業所において、道内で業務に従事する海外人材（2022年3月19日以後に水際対策への対応を終了した日本国籍を有しない者）を雇用する法人又は個人

<https://www.career-bank.co.jp/gtk-info/about.html>(特設 HP)

・令和4年度新型コロナウイルス感染症対策テレワーク導入補助金(札幌市)

対象：中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人事業主、常時雇用する従業員が100人以下の法人等

※「令和2・3年度新型コロナウイルス感染症対策テレワーク等導入補助金」の交付を受けた事業者は対象外となります。

<https://www.sapporo-telework.jp/subsidy/>(札幌市テレサポ HP)

・函館市事業者物価高騰等緊急支援金(函館市)

対象：令和4年5月26日以前から函館市内に本店（個人事業者の場合は住所）を有し、かつ、事業を開始しており、今後もその事業を継続する意思があること。函館市外に本店を有する法人または函館市外に住所を有する個人事業者で、令和4年5月26日以前に函館市内の事業所において事業を開始しており、今後もその事業を継続する意思があること。

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2022053000033/>(函館市 HP)

・北見市事業者特別支援金事業(北見市)

対象：令和3年11月～令和4年3月までの国の「事業復活支援金」を受給した事業者または、国の「事業復活支援金」の支給要件を満たしていたが、諸事情により、「事業復活支援金」を申請できなかった事業者

<https://www.city.kitami.lg.jp/administration/work/detail.php?content=10568>(北見市 HP)

・江差町ウィズコロナ対応支援助成金(江差町)

対象：令和4年4月1日の時点で町内に事業所・店舗があり、事業活動を行っている中小企業者・小規模企業者（法人、個人事業主）

<https://www.hokkaido-esashi.jp/modules/lifeinfo/content0791.html>(江差町 HP)

・倶知安町事業者支援制度サポート補助金(倶知安町)

対象：事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金、中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金のどれかを受給した本町に会社の本店を置いている法人又は本町に住民登録がある個人事業主

<https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/work-industry/jigyomukejyouhou/3396/#paragraph51523> (倶知安町 HP)

・倶知安町持続化支援金 D(倶知安町)

対象：新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年6月から令和4年9月の任意の1か月（対象月）の売上高が、令和3年、令和2年、令和元年のいずれかの年の同じ月の売上高と比較して30%以上減少している町内に本店を置く法人又は本町に住民登録がある個人事業主

<https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/work-industry/jigyomukejyouhou/3396/#paragraph37486>(倶知安町 HP)

・奈井江町事業応援給付金(奈井江町)

対象：1～3を満たす法人、個人事業主

1.新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月※の売上が前年、前々年または2019年同月比で20%以上減少している事業者（※2022年1月から6月までの任意のひと月を事業者が選択）

2.2021年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者

3.法人の場合は、(1)資本金の額または出資の総額が10億円未満、または(2)上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下である事業者

<https://www.town.naie.hokkaido.jp/oshirase/1634/>(奈井江町 HP)

・原油高騰対策支援金(津別町)

対象：町内店舗、作業所又は事業所を有する中小企業等(中小企業基本法第2条第1項及び同条第5項に規定する事業者)及び特定非営利法人で以下のいずれにも該当する者。

- 1.令和4年5月1日現在において事業形態があること。
- 2.本店所在地を登記している法人、又は町内に住民登録されている個人事業主であること。
- 3.個人事業主は、令和3年中の事業収入が全収入の2/3を超えていること。
- 4.主たる事業が農業でないこと。
- 5.政治、宗教上の組織または団体でないこと。
- 6.町税に滞納がないこと。
- 7.津別町暴力団排除条例に定める暴力団ではないこと。

<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/01news/10oshirase/files/genyukoto.pdf>(PDF)